# 公　　告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和６年３月６日

収支等命令者
佐賀県県民環境部環境課長　宮地　誠

１　競争入札に付する事項

（１）委託業務名　　令和６年度公共用水域及び地下水並びに水浴場の水質調査

（２）委託業務の仕様　令和６年度公共用水域及び地下水並びに水浴場の水質調査委託業務仕様書による

（３）履行期間　　令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

（４）履行場所　　佐賀県内

２　入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当する者でないこと。

（２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（３）開札の日の６か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

（４）佐賀県発注の契約に係る指名停止措置又は入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。

（５）佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和 28 年佐賀県規則第 21 号）に基づき、佐賀県における「令和５・６年度建設業者等施行能力等級表（建設関連業)」の「環境調査」に掲載されている者で、かつ、当該登録営業所が、佐賀県に所在している者であること。

（６）計量法（平成４年法律第 51 号）第 107 条の規定に基づく計量証明（濃度：水、土壌）事業登録が佐賀県でなされている者であること。

（７）１（２）の令和６年度公共用水域及び地下水並びに水浴場の水質調査委託業務仕様書に記載した分析項目全てについて、当該仕様書に記載の分析方法及び報告下限値までの測定に対応できる者であること。

（８）自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、又は次のイから

キまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３　入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添付の上、令和６年３月 13 日（水）までの間の開庁日の 9 時から 17 時の間に、下記の担当課に持参又は郵送（３月 13 日（水）17 時までに担当課へ必着）してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

提出書類　・入札参加資格確認申請書
　　・営業概要書
　　・分析等対応調書（様式１～３）
　　・計量証明事業登録証の写し

※担当課

郵便番号 840-8570　佐賀県佐賀市城内一丁目１番 59 号
佐賀県県民環境部環境課　大気・水質担当
電話　0952-25-7774
E-mail kankyou@pref.saga.lg.jp

４　入札参加資格の確認

３で提出された書類を審査の上、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和６年３月 19 日（火）までに通知します。

５　入札書の提出場所等

（１）契約条項に関する問合せ先

３の担当課に同じ。

（２）入札説明会

実施しません。

（３）入札及び開札の日時並びに場所

ア　日時　令和６年３月 26 日（火）14 時 30 分

イ　場所　佐賀県佐賀市城内一丁目５番 14 号　佐賀県庁 旧自治会館２階 ７号会議室

ウ　入札方法　入札者の直接持参による入札又は郵便による入札

（入札書を郵送する場合は簡易書留とし、令和６年３月 25 日（月）17 時までに３の担当課に必着とします。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開札しません。また、封筒に「令和６年度公共用水域及び地下水並びに水浴場の水質調査委託業務入札書　在中」と朱書きしてください。）

（４）入札に関する事項

入札は、本人又はその代理人が行うこととします。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出してください。

（５）開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行います。

６　その他

（１）入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金

佐賀県財務規則（平成４年佐賀県規則第 35 号）第 103 条第３項第２号の規定により免除します。

②　契約保証金

佐賀県財務規則第 115 条第３項第３号の規定により免除します。

（２）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

（３）入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア　参加する資格のない者

イ　当該競争について不正行為を行った者

ウ　入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ　一人で二以上の入札をした者

オ　代理人でその資格のない者

カ　前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

（４）入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ　天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

（５）落札者の決定方法

ア　予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

イ　落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

ウ　第１回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、郵送により入札書を提出した者が再度入札に立ち会っていない場合は、２回目の入札を辞退したものとみなします。

エ　入札は原則２回を限度とし、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがあります。

（６）問合せ先

佐賀県県民環境部環境課　大気・水質担当

電話　0952-25-7774

E-mail kankyou@pref.saga.lg.jp

※　３の担当課と同じ

この公告に掲げる入札は、令和６年２月議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は中止します。この場合は、佐賀県ホームページに公告します。